

「ひろしま型地域貢献企業」認定マーク等使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ひろしま型地域貢献企業認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する認定マーク等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において認定マーク等は、別記に掲げる図柄をいう。

(認定マーク等に関する権利)

第3条 認定マーク等に関する商標権その他一切の権利は、広島市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用できる者)

第4条 認定マーク等を使用することができる者は、要綱第7条第1項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「ひろしま型地域貢献企業」として市長が認定している企業等（以下「認定企業等」という。）とする。

(使用用途)

第5条 認定企業等は、「ひろしま型地域貢献企業」であることを広報するため、認定マーク等を使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用しておそれがあると認められる場合
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の宗教の普及宣伝活動、政治活動又は選挙活動に使用又はそれを助長するおそれがあると認められる場合
- (5) その他市長が適当でないと認める場合

(使用料等)

第6条 認定マーク等の使用は、無料とする。

2 認定マーク等の使用に係る経費は、当該認定マーク等を使用する者の負担とする。

(使用の手続)

第7条 認定企業等は、物品及び広報物等に認定マーク等を使用しようとするときは、次に掲げる書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 認定マーク等使用承認申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用承認等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が適正であるかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認する場合は、当該申請者に対し、認定マーク等使用承認通知書（様式第2号）によりその承認の内容及びこれに付す条件を通知するも

のとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認しない場合は、当該申請者に対し、認定マーク等使用不承認通知書(様式第3号)により理由を付してその旨を通知するものとする。

(承認内容の変更)

第9条 認定マーク等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、認定マーク等使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容が適正であるかどうかを審査するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認する場合は、当該申請者に対し、認定マーク等使用変更承認通知書(様式第5号)によりその承認の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

4 市長は、第2項の審査の結果、変更を承認しない場合は、当該申請者に対し、認定マーク等使用変更不承認通知書(様式第6号)により理由を付してその旨を通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 別に定めるロゴマークレギュレーションに従い、色、形等を正しく使用すること。

(2) 承認を受けた内容に沿って使用すること。

(3) 認定企業等として認定されている期間内においてのみ使用すること。

(4) 認定マーク等を使用した物品及び広報物等の完成見本又は完成品の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

(調査等の実施)

第11条 市長は、必要に応じ、使用者に対し、使用に関する状況や経過報告を求め、又は調査をすることができる。

(違反等に対する取扱い)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、必要な措置を採ること若しくは使用の差止めを求め、又は使用の承認を取り消すことができるものとする。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

(1) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 第7条又は第9条に規定する手続を行っていないとき。

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) 第10条の遵守事項に違反したとき。

(5) ひろしま型地域貢献企業の認定を取り消されたとき。

(6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(事故、苦情等の処理)

第13条 認定マーク等を使用した物品及び広報物等に関する事故又は苦情等の問題が生じた場合は、使用者が自らの責任の下に、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事故又は苦情等については、市は、一切の責任を負わないものとする。

(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この規程は、令和6年3月15日から施行する。